

高断熱窓・ドア 設置費 を補助します (令和4年度)

外気に接する既存の窓・ドアを、**高断熱窓・ドア**に改修した方に、かかる費用を補助します。

※新たに設置する場合は対象になりません。

補助額

経費の1/4

(最大15万円)

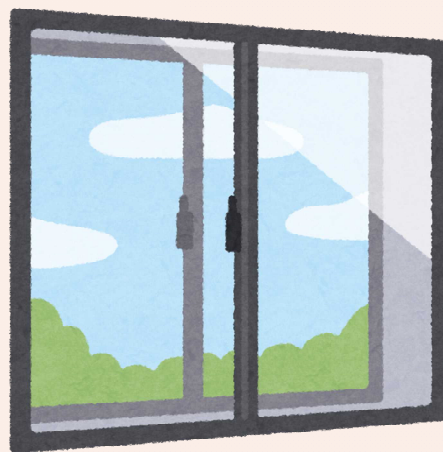
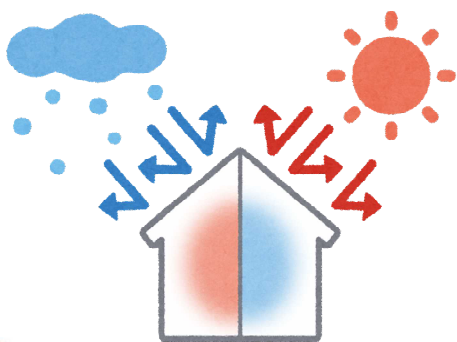
※経費の詳細は裏面をご覧ください

予算がなくなり次第終了
詳細は裏面をご覧ください

詳細は下記QRコードから
中野区HPをご覧ください。



省エネ



補助制度に関するお問い合わせは下記担当まで

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階10番窓口)

〒164-8501 中野区中野4丁目8番1号

電話 **03-3228-5516** FAX03-3228-5673

メールアドレス kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

中野区高断熱窓・ドア設置補助事業の概要

区では、地球温暖化防止対策として、建築物の断熱性の向上及び区民の環境意識の向上を図ることを目的として、既存の窓・ドアを、高断熱窓・ドアに改修する区民に対し、その経費の一部を補助します。本制度は、国や都の補助制度と併せて申請いただけます。

◇補助を受けることができる方

区分	要件
(1) 区民、管理組合等 共通	以下の全ての要件を備えるもの ア 設備の設置に係る経費について、区の他の補助を受けていないこと。 イ 設備が設置された建物において、当補助を受けていないこと。
(2) 区民	区内に住民登録をしている者で、以下の全ての要件を備えるもの ア 設備を所有し、当該設備が設置された建物に居住していること。 イ 設備が設置された建物を、他の者と共有している場合又は他の者が所有している場合は、当該設備の設置に関し当該建物の全ての共有者、又は全ての所有者の同意を得ていること。
(3) 管理組合等	区内に所在する集合住宅の管理組合又は管理者で、以下の全ての要件を備えるもの ア 集合住宅の共有部分において、設備を設置していること。 イ 設備の設置に関し、管理組合の総会等において同意を得ていること。

◇補助対象設備の要件

区分	要件
(1) 高断熱窓、ドア 共通	以下の全ての要件を備えるもの ア 既存設備の改修であること。 イ 既存設備が高断熱窓（ドア）でないこと。 ウ 新品（未使用品を除く）であること。 エ 令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に設置したものであること。
(2) 高断熱窓	以下の全ての要件を備えるもの ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ若しくは公益財団法人北海道環境財団の登録を受けた窓若しくはガラス、又はそれらと同等のものであると区長が認めるものであること。 イ 居室の外気に接する全ての窓（300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いたものを除く。）について設置すること。 ウ イの居室以外の居室又は居室以外の部分（廊下、浴室など）を同時に施工する場合、外気に接する1枚以上の窓について高断熱窓を設置すること。
(3) 高断熱ドア	ア 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けたドア、又はそれらと同等のものであると区長が認めるものであること。

※設置にあたっては、建築基準法等関連法令を遵守してください。

◇補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、次のうち、必要最小限のものです（消費税を除く）。

- (1) 高断熱窓・ドア及びその部材の購入費
- (2) 工事費
- (3) その他、区長が必要と認める経費

上記の経費の総額の4分の1に相当する額を補助します（最大15万円）。

詳細は下記 QR コードから
中野区 HP をご覧ください。



◇申請期間

令和4年7月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで
※申請が予算額に達した時点で受付を終了します（先着順）。

◇予算額

750万円（令和4年度）

悪質な事業者にご注意ください

設備の購入にあたっては、契約を急がせる事業者
に注意し、複数の事業者から見積もりを取るなど、
十分に検討されることをお勧めします。

高断熱窓・ドアの効果

建物の熱は、窓や玄関ドアなど開口部からの出入りが多く、断熱性の高い窓やドアを設置することで、以下のよう
な効果が期待できます。

- 冷暖房の使用を抑え、電気代の節約、省エネに貢献します。
- 急激な温度変化による「ヒートショック」のリスクを抑えることができます。
- 結露の発生を抑え、快適な暮らしにつながります。